

看護師の特定行為に係る指導者等育成事業

実施団体公募要領

令和5年3月

厚生労働省

看護師の特定行為に係る指導者等育成事業実施団体公募要領

1 総則

看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された制度です。

当該研修制度は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）において、「特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない」とされています。研修は、講義、演習又は実習で構成され、指定研修機関以外の施設で研修の一部を実施することも可能としております。

厚生労働省では、看護師の特定行為研修について、指定研修機関や指定研修機関と連携して実習等を行う施設における効果的な指導や特定行為研修修了者の技術と判断力の向上を図るため、指導者育成のための講習会等を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

なお、この公募は事業実施期間を十分確保するため、令和5年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での令和5年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知おき下さい。

2 事業の目的

看護師の特定行為研修の質の担保を図るため、当該研修制度の趣旨及び内容等について、指定研修機関や指定研修機関と連携して実習等を行う施設における指導者の理解を促進し、効果的に指導を行うことのできる指導者の育成及び特定行為研修修了者の技術と判断力の向上を図ることを目的とします。

3 事業内容（講習会の開催等）

（1）講習会の開催

下記アの講習会を開催するとともに、必要に応じてイの講習を開催するものとする。

ア 指導者講習会

① 内容

本講習会のプログラムには以下の内容を含むこと。

ア) 特定行為研修を修了した看護師の役割の理解

イ) 指導者のあり方

ウ) 実習指導計画作成時の工夫

エ) 特定行為研修の研修実施方法（演習、実習の具体的な運用）

オ) 特定行為研修受講者の評価、実習内容の評価

カ) 手順書の作成過程（見直しを含む）とその活用

キ) 特定行為研修を円滑に実施するための課題と対応策（指定研修機関、協力施設、指導者等）

なお、平成26年度厚生労働科学研究費補助金「診療の補助における特定行為等に係る研修の体制整備に関する研究」（研究代表者春山早苗）による「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」の内容を踏まえ、研修プログラムを作成すること。

② 開催方法

本講習会の1回開催あたりの定員は50名程度を目安とし、開催方法や開催場所に応じて適切に設定すること。なお、開催場所については参加者の利便性を考慮し、設定すること。また、オンライン会議システムを使用することは差し支えない。

その他、受益者負担の観点から受講者より受講料を徴収すること。

③ 開催期間

本講習会の開催期間は、1日（実質的な講習時間は6時間程度）とすること。また、講習内容の一部をオンデマンド方式で開催することは差し支えない。

④ 講習会の対象等

本講習会の対象は、特定行為研修において指導者として携わる予定（可能性のある者を含む）の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者とすること。なお、その他の者がオブザーバーとして参加することは差し支えないこと。また、実施団体に所属する医療関係者だけではなく、それ以外の医療関係者にも広く参加者を募集すること。

⑤ 開催の形式

ワークショップ形式（参加者主体の体験型研修）で行うこと。

⑥ 修了証書の交付

本講習会の参加者に対し、修了証書を交付すること。修了証書については、任意の様式で差し支えないこと。

イ 特定行為研修修了者のためのフォローアップ講習会

① 内容

本講習会のプログラムには以下のいずれかの内容を含むこと。

（ア）特定行為を実践していくための技術の向上に係る内容

（イ）特定行為修了者の専門的な思考力や判断力の向上に係る内容

なお、これらの内容は特定の行為区分に限定した内容であっても差し支えない。

② 開催方法

開催方法や開催場所、内容に応じて参加人数を設定し、1回あたりの上限は50名程度とする。なお、開催場所については参加者の利便性を考慮し、設定すること。また、オンライン会議システムを使用することは差し支えない。

その他、受益者負担の観点から受講者より受講料を徴収すること。

③ 開催期間

特に指定なし

④ 講習会の対象等

特定行為研修を修了した看護師とすること。なお、その他の者がオブザーバーとして参加することは差し支えないこと。また、実施団体に所属する医療関係者だけではなく、それ以外の医療関係者にも広く参加者を募集すること。

⑤ 開催の形式

ワークショップ形式（参加者主体の体験型研修）で行うこと。

⑥ 修了証書の交付

本講習会の参加者に対し、修了証書を交付すること。修了証書については、任意の様式で差し支えないこと。

(2) 講習会の実施報告

実施団体は、全ての講習会終了後、次の事項を記載した実施状況報告書を作成の上、令和6年3月末日までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

ア) 定員数・応募者数・参加者数

イ) 参加者の属性（就業場所、職種、職位、特定行為研修修了の有無等の情報を含む）

ウ) 実施概要及びその評価（参加者からの評価を含む。）

エ) その他実施状況の把握に当たり参考となる事

4 留意事項

(1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす必要があります。

① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。

② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。

③ 看護師の特定行為研修制度について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。

④ 日本に拠点を有していること。

⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。

⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、

船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書(別紙様式2)を提出すること。

(2) 業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については医政局看護課と協議すること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・個人情報の取扱いに係る規定
 - ・個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
 - ・個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

5 事業期間

事業期間は、令和5年度予算成立日、令和5年4月1日又は実施団体として選定された日のいずれか遅い日から令和6年3月31日までとする。

6 応募団体の評価

(1) 評価の方法

実施団体の採択については、医政局看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、看護師の特定行為に係る指導者等育成事業実施団体評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に1又は2以上の応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

① 形式評価

提出された企画書について、医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものとなっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになります。

7 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については厚生労働大臣が必要と認めた額を基準額とし、対象とする経費は、3 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

なお、補助金等については、「6 応募団体の評価」の結果等を踏まえ調整することがあります。

8 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

「看護師の特定行為に係る指導者等育成事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

（2）応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和5年3月2日（木）から令和5年3月23日（木）

（必着：余裕を持って送付すること。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「看護師の特定行為に係る指導者等育成事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel：03-5253-1111

fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）

の午前9時30分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「看護師の特定行為に係る指導者等育成事業企画書」 5部

イ 団体の概要が分かる資料 2部

- ・パンフレット等
- ・定款又は寄付行為
- ・団体の直近より過去3年分の財務諸表（写）

ウ その他必要な資料 2部

- ※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「F A X」による提出は受け付けません。
- ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。
- ※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。
- ※ 応募書類の差し替えはできません。